

外務省における 生物多様性保全に係る取組

2021年11月26日
外務省国際協力局地球環境課

発表内容

1. 生物多様性条約を取り巻く国際環境の変化
2. 生物多様性条約の実施状況
3. 最近の生物多様性に関する国際的な動き
4. ポスト2020生物多様性枠組に向けた検討

1. 生物多様性条約を取り巻く国際環境の変化
2. 生物多様性条約の実施状況
3. 最近の生物多様性に関する国際的な動き
4. ポスト2020生物多様性枠組に向けた検討

持続可能な開発目標 (SDGs)

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。**「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)



- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

- SDGsの各ゴールは**愛知目標と密接に関連**。



SDGs	関連する愛知目標	SDGs	関連する愛知目標
1	2,6,7,14	10	8,15,18,20
2	4,6,7,13,18	11	2,4,8,14,15,19
3	8,13,14,16,18	12	1,4,6,7,8,19
4	1,19	13	2,5,10,14,15
5	14,17,18	14	2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,14,15,17,19
6	8,11,14,15	15	2,4,5,7,9,11,12,14,15,16
7	5,7,14,15,19	16	17
8	2,4,6,7,14,16	17	2,17,19,20
9	2,4,8,14,15,19		

気候変動問題

COP26成果文書： 生物多様性との関連の重要性の指摘

Glassgow Climate Pact: 第26回締約国会議成果文書(COP26 Cover Decision)、第3回パリ協定締約国会合(CMA.3 Cover Decision)の中で気候変動と生物多様性の関連の重要性に言及

- 気候変動に対処する際には生物多様性も保護されることが重要。
- **気候変動の危機と生物多様性の喪失の関連**を認識。生態系保全が気候変動対処にも利益をもたらす。
- 気候変動に関する長期的な目標達成のためにも、生物多様性保全等が重要。

(前文)

Noting the importance of ensuring the integrity of all ecosystems, including in forests, the ocean and the cryosphere, and **the protection of biodiversity**, recognized by some cultures as Mother Earth, and also noting the importance for some of the concept of 'climate justice', when taking action to address climate change,

Recognizing the **interlinked global crises of climate change and biodiversity loss**, and the critical role of protecting, conserving and restoring nature and ecosystems in delivering benefits for climate adaptation and mitigation, while ensuring social and environmental safeguards,

(本文)

21. Emphasizes the importance of protecting, conserving and restoring nature and ecosystems, including forests and other terrestrial and marine ecosystems, to achieve **the long-term global goal of the Convention by acting as sinks and reservoirs of greenhouse gases and protecting biodiversity**, while ensuring social and environmental safeguards;

気候変動問題

気候変動問題と生物多様性の密接な関係が科学的に記述

- IPBES-IPCC合同ワークショップからの見解
 - 気候と生物多様性には複雑な相互作用。
 - 生物多様性は気候変動への適応に寄与。
 - 政策立案には気候と生物多様性を一体的に扱うことが重要。

関連する各条約においても様々な対応

ラムサール条約:

- 湿地(含マングローブ、藻場、塩性湿地等)は炭素蓄積効果を促進する機能がある天然インフラ。
→気候変動緩和対策としての湿地管理:特に沿岸のブルーカーボン生態系の管理に焦点
 - 気候変動に影響を受ける都市区域の湿地保全、締約国に気候変動等による湿地への負の影響の防止奨励。国際連携促進。

国際熱帯木材機関(ITTO):

- 熱帯林減少・劣化が気候変動の重大原因。ITTOは熱帯林面積の80%熱帯木材貿易の90%以上カバー。
→戦略計画に気候変動への寄与を位置づけ、気候変動緩和に資するプロジェクトを実施。UNFCCC及びGCFとの関与を追及しながら気候変動分野への関与を強化。

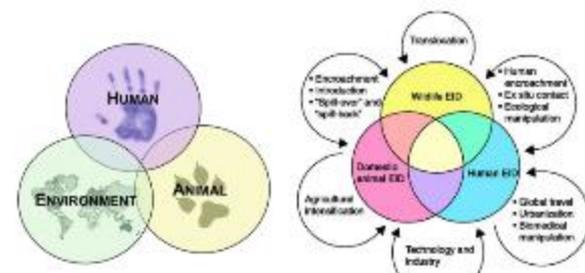
砂漠化対処条約(UNCCD):

- 土地劣化中立性(LDN: Land Degradation Neutrality)目標達成支援のためのLDN基金設立。
 - LDN基金の資金運用の5つの目的の一つが、気候変動対応。

新型コロナウイルス(生物多様性の損失と人獣共通感染症)

背景

- 新型コロナウイルスを機に生物多様性の損失と人獣共通感染症との繋がりが改めて注目される。
- 人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組む「ワンヘルスアプローチ」が再認識される。



ワンヘルスアプローチの概念図(IPBES報告書)

関連国際機関及びワシントン条約での人獣共通感染症に関する議論

- IPBESによるワークショップの実施及び報告書(2020年7月、10月)
 - パンデミックの原因として、土地利用の変化や農地開拓、野生動植物の取引や持続不可能な生産及び消費などといった人間の活動によって野生動植物や家畜、病原体と人間との接触の機会が増えたことと指摘。
 - 将来のパンデミック対策について、従前の事後対応から、予防を行う「社会変革(transformative change)」、科学的知見を元にした政策オプションが必要と主張。
- WHO、OIE、FAO、UNEPによる「ワンヘルスハイレベル専門家パネル」設置(2021年5月)
 - パンデミック対策を強化促進するため以下のテーマを議論する専門家パネルの設置
 - ① 人間・動物・生態系の健康の関連性に関する科学研究の評価、②食料システム(家畜・野生動物も含む)と環境が新興人獣共通感染症にもたらす影響の研究、③パンデミック対策のためワンヘルス研究アジェンダ設定④ワンヘルス政策に関する助言⑤ワンヘルスに関する重要課題への提言
- ワシントン条約:人獣共通感染症リスクに関する作業部会の設置(2021年4月)
 - カナダの提案により、①動物由来感染症リスクの特定及び最小化における同条約の貢献についての概要を作成、②条約の適用範囲を考慮に入れつつ、ワンヘルスアプローチへの貢献について検討、③野生動物取引に関連した将来の動物由来感染症発生のリスク軽減に協力することを目的とする作業部会が設置された。
 - 10月の会合では、ワシントン条約対象種の取引量は野生生物の国内・国際取引の一部だけとの指摘も。各国等の意見を踏まえて、来年3月に開催予定の常設委員会に作業部会の勧告案を提出する予定。

1. 生物多様性条約を取り巻く国際環境の変化
2. 生物多様性条約の実施状況
3. 最近の生物多様性に関する国際的な動き
4. ポスト2020生物多様性枠組に向けた検討

生物多様性条約 10年の歩み

- 2020年を目標年とする愛知目標は、COP14（2018年）で決定された検討プロセスに従い、科学的な評価も踏まえて見直され、新たな目標がCOP15（2021,2022年／中国）で決定される。

2010 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を愛知県名古屋市で開催

- 愛知目標(戦略計画2011-2020)採択
- 名古屋議定書採択

2012 生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定

2013 IPBES第1回総会(ボン・ドイツ)

2014 COP12(韓国・ピョンチャン):
愛知目標の中間評価(GB04)

2018 COP14(エジプト・シャルムエルシェイク):
新たな目標(「ポスト2020生物多様性枠組」)の検討プロセスを採択

2019 IPBES第7回総会(フランス・パリ)
生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント政策決定者向け要約の承認

ポスト2020生物多様性枠組の検討プロセス

- 公開ワーキンググループ(OEWG: ①2019/8ナイロビ、②2020/2ローマ、③2021/8オンライン)
- 地域別ワークショップ(アジア太平洋地域ワークショップを2019年1月に名古屋で開催)
- テーマ別ワークショップ
- パートナー組織による会合(ランドスケープアプローチに関する専門家テーマ別ワークショップを2019年9月に熊本で開催)
- 文書での意見募集(日本からも毎回提出)
- 条約補助機関会合(2019/11:SBSTTA23、2021/5-6:SBSTTA24・SBI3、2021/1:SBSTTA24・SBI3)等

2021 愛知目標の最終評価(地球規模生物多様性概況第5版GB05の発行)

SBSTTA24・SBI3・COP15の補完セッション

COP15(中国・昆明)

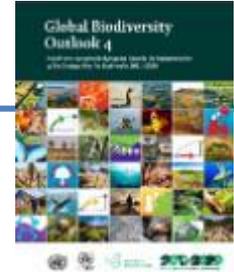
- 2022 第一部(2021年10月11日～15日): 手続き的な決定、ハイレベルセグメント等
- 第二部(2022年4月25日～5月8日): ポスト2020生物多様性枠組の採択及び関連する実施手段の検討



国連生物多様性の10年

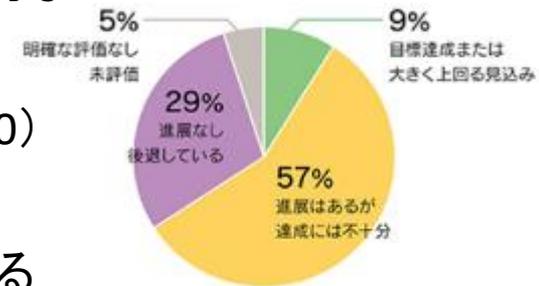
中間評価

GBO4による愛知目標達成の中間評価



● 2014年：地球規模生物多様性概況第4版（GBO4）

- 保護地域の設定（目標11）等、いくつかの要素は達成見込み
- 全体として進展はあるものの目標達成には不十分、追加的な行動が不可欠
- 生物多様性国家戦略の立案（目標17）や資源動員（目標20）など、他の目標達成に強く影響を与える目標がある
- 愛知目標達成はSDGsなど地球規模の優先課題に貢献する
- 気候変動関連の目標、砂漠化関連の目標（リオ3条約）とともに2050年ビジョン「人と自然の共生する社会」を達成するには社会変革が必要



→「優先行動リスト」の提示

- 「企業・市民・行政の間でのパートナーシップの強化」や「生計や防災・減災等に関する生態系サービスの提供上重要な生態系の特定と保全・再生」など

COP12：ピオンチャンロードマップ

「優先行動リスト」を含む「ピオンチャンロードマップ」がCOP12で決定

- GBO4、戦略目標及び愛知目標の中間評価、能力養成・科学技術協力による支援、資源動員、生物多様性と持続可能な開発、他条約等・ビジネス等の関係者の関与、に関する決定の総称。

地球規模評価報告書(2019)のポイント

- 自然がもたらすもの※は世界的に劣化し、自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速。
- このままでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては（間接的要因に働きかける）横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。

①自然がもたらすもの(NCP)※は世界的に劣化。

※自然がもたらすもの(Nature's contributions to people)は、IPBESにおいて生態系サービスとほぼ同義の用語として使用。自然がもたらす負の影響も含まれている。

②自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速。地球規模で自然の変化に大きな影響を与えている、直接的な要因:(1)陸と海の利用の変化、(2)生物の直接的採取、(3)気候変動、(4)汚染、(5)外来種の侵入
間接的な要因:(1)生産・消費パターン、(2)人口動態、(3)貿易、(4)技術革新、(5)地域から世界的な規模でのガバナンス

③このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。

しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変革(transformative change)により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性。

④社会変革(transformative change)を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。

社会変革(transformative change)のイメージ

とりわけレバレッジ・ポイントに適用されるスマートな政策の組み合わせを含む、統合的、適応的、且つ、情報を基にした、包括的ガバナンスアプローチ

多様な主体によるガバナンス介入(てこ)

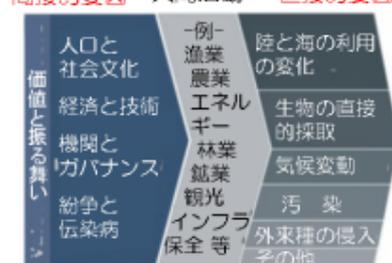


- インセンティブと能力開発
- セクター横断的協力
- 先取りした行動
- 強靱化・不確実性を考慮した意思決定
- 環境法制と実施

レバレッジ・ポイント(支点)

- 良い暮らしへの多様な見方の取り込み
- 消費と廃棄の総量の削減
- 既存の価値と行動からの脱却
- 不平等の削減
- 保全における公正と包摂の実現
- 外部性と遠距離間相互作用(テレカップリング)の内部化
- 技術、革新、投資の徹底
- 教育と知識の創成と交流の促進

生物多様性の損失要因
間接的要因 人間活動 直接的要因



※これらの他、報告書では間接的要因として生産・消費パターンが挙げられている。

フィードバックループの積み重ね

- ・「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」の最終評価として生物多様性条約事務局が各締約国の「国別報告書」とIPBESアセスメント等をもとにまとめたもの（2020年9月15日公表）。
- ・ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- ・2050年ビジョン「自然との共生」の達成には、「今まで通り（business as usual）」から脱却し、社会変革が必要。

愛知目標の評価

- ①愛知目標の20の個別目標のうち完全に達成できたものはないが、6つの目標が2020年の達成期限までに部分的に達成と評価。

※20の個別目標に含まれる60の「要素」の内、

- －7要素が達成
- －38要素が進捗
- －13要素が進捗がなかったか後退
- －2要素の進捗は不明とされた。

- ②未達成の理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要なとされる内容と必ずしも整合していなかったことを指摘。

戦略目標A、生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標1：生物多様性の価値と行動の認識
- 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
- 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B、直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標6：水産資源の持続的な漁獲
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理
- 目標8：汚染を有害でない水準へ
- 目標9：侵略的外来種の制御・根絶
- 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標C、生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D、生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標14：自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標E、参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- 目標17：国家戦略の策定・実施
- 目標18：伝統的知識の尊重・統合
- 目標19：関連知識・科学技術の向上
- 目標20：資金を顕著に増加

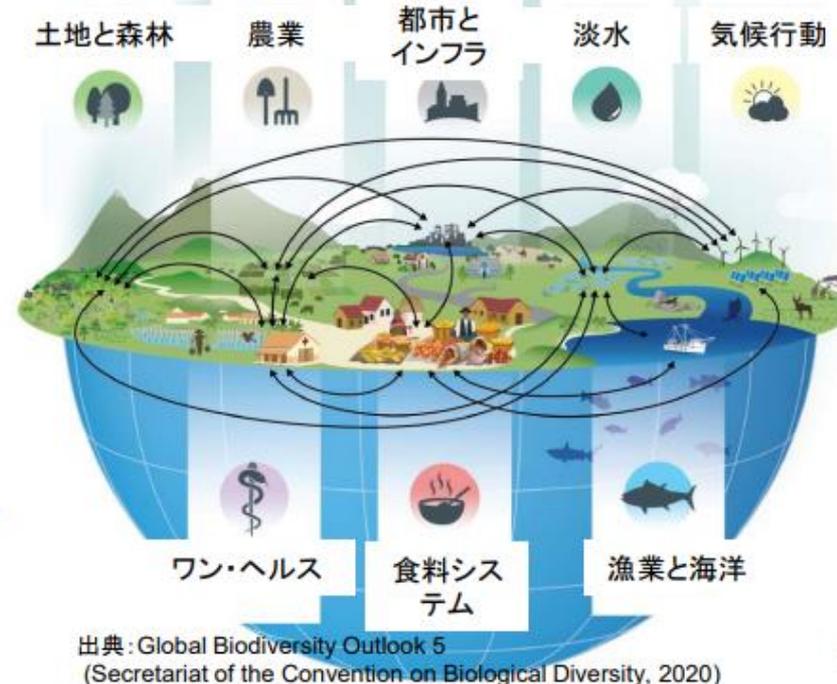
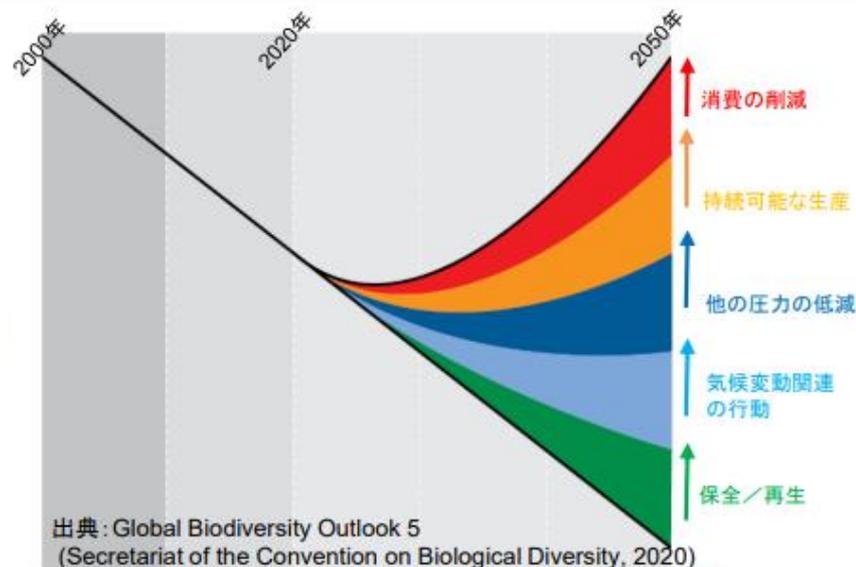
愛知目標と達成状況：部分的に達成した目標：6（黄色囲み）、未達成の目標：14（赤囲み）

生物多様性の損失を低減し回復させるための行動

- ・「今まで通り(business as usual)」からの脱却、社会変革 (transformative change)が必要。
- ・個別ではなく連携した対応が必要。
- ・これにより、生物多様性の低下を止め、増加に転じさせることで、2030年以後に生物多様性のネット・ゲインを実現する可能性を指摘。

2050年ビジョン達成に向けて移行(transition)が必要な8分野

- ①土地と森林・・・生態系の保全・再生
- ②持続可能な淡水・・・水質改善、侵略的種防除、連続性の確保
- ③持続可能な漁業と海洋・・・海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
- ④持続可能な農業・・・アグロエコロジー等の農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
- ⑤持続可能な食料システム・・・肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、廃棄物の大幅削減
- ⑥都市とインフラ・・・「グリーンインフラ」の展開、都市及びインフラの環境フットプリント低減
- ⑦持続可能な気候行動・・・化石燃料の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策(NbS)
- ⑧生物多様性を含んだワン・ヘルス・・・生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進



1. 生物多様性条約を取り巻く国際環境の変化
2. 生物多様性条約の実施状況
3. 最近の生物多様性に関する国際的な動き
4. ポスト2020生物多様性枠組に向けた検討

G7カービスベイ首脳コミュニケ

- 2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な任務を支える「G7・2030年自然協約」を採択。
- 同協約に基づき、国内の状況に応じて、2030年までにG7各国の陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護することや、海洋プラスチックごみへの取組強化などにコミット。

G7 2030年自然協約

- 生物多様性の損失を止めて反転させるために、それぞれが(1)移行、(2)投資、(3)保全、そして(4)説明責任、の4つの主要な柱にまたがる行動をとる。
 1. 自然資源の持続可能かつ合法的な利用への移行を主導する。

持続可能なサプライチェーン、森林減少対策、有害補助金対策、野生動植物の違法取引等環境に及ぼす犯罪対策、海洋プラスチックごみ対策
 2. 自然に投資し、ネイチャーポジティブな経済を促進する。

自然に対する資金の増加、自然に関することの主流化、開発援助の自然への配慮、自然関係財務情報開示タスクフォース(TNFD)に期待。
 3. 野心的な世界目標等を通じたものを含め、自然を保護、保全、回復させる。

世界及び自国の陸地と海洋の30%を保全又は保護する30by30目標にコミット
 4. 自然に対する説明責任及びコミットメントの実施を優先する。

自然協約の実施及びレビュー、多国間環境協定の履行



G20ローマ首脳宣言

- 環境 2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるための行動を強化することにコミット。
- 生物多様性条約 (CBD) 締約国に対し、第 15 回締約国会議 (COP15) における「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択を呼びかけ。
- 自主的に 2040 年までに土地劣化を 50% 削減させるという共通の野心を再確認し、2030 年までに土地劣化の中立性を実現すべく努力。
- 2030 年までに世界の 陸地・海洋それぞれの少なくとも 30% が保全または保護されることを確保するために実施している取組を認識。他国も同様の野心的なコミットメントすることを奨励、支持。
- 自然資源の保存、保護及び持続可能な利用を確保するための取組を追求し、過剰漁獲を終わらせるための具体的な措置を講じ、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業を終わらせるというコミットメントの実現に取り組む。
- 「自然を活用した解決策または生態系を活用したアプローチ」の実施を拡大、奨励。「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に沿って、海洋プラスチックごみに 対処するというコミットメントを再確認。
- 1 兆本の木を共に植えるという野心的な目標を共有。民間部門及び市民社会の 関与の下、このグローバルな目標を 2030 年までに達成すべく他の国に G20 の 取組に参画することを要請。

生物多様性に関する国際的な動き(環境に関する国際的なイニシアティブ)

自然と人々のための高い野心連合 High Ambition Coalition for Nature and People(HAC)



- 2021年1月11日に開催されたワンプラネットサミット(OPS:仏がホスト国)において正式に発足。フランス、コスタリカが主導。
- 生物多様性条約締約国会議において、世界の陸と海の少なくとも30%を2030年までに保護地域等により保護することをポスト2020生物多様性枠組の目標として設定すること等を目指す野心連合。
- 70か国・地域が参加(21年11月)。
- 我が国は2021年1月に参加表明。

リーダーによる自然への誓約 LEADERS' PLEDGE FOR NATURE (LPN)



- 2020年9月に開催された国連生物多様性サミットの際、英・仏・独・伊・EU等が主体となって作成された首脳レベルのイニシアティブ。我が国も参加。
- 生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせるための10の約束事項が列記。
- 94か国・地域が参加(2021年11月)
- 我が国は2021年5月に参加表明。

持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル

概要

- ◆ ノルウェー主導で2018年に立ち上げられた、15の海洋国家の首脳で構成される会議。持続可能な開発目標(SDGs)の実現に貢献することを目的として、健全な海洋環境保全や持続可能な海洋経済の構築等に向けた議論を行い、国際的取組を主導。首脳会合は過去3回(年1回目途)、シェルパ会合(首脳代理人)は随時開催。
- ◆ ソールベルグ・ノルウェー首相(当時)による安倍総理への働きかけもあり、総理御自身が本パネルに名前を連ねることとなり、以降菅総理、そして岸田総理が参加。(シェルパは外務省地球規模課題審議官。)
- ◆ パネルを支える機構として、有識者による専門家グループや、ビジネス界・NGO・市民社会等の関係者による諮問ネットワークが活動。米国系NGO(World Resources Institute)が事務局として機能。

パネル参加国(下線が共同議長): ノルウェー、パラオ、日本、豪州、カナダ、チリ、フィジー、ガーナ、インドネシア、ジャマイカ、ケニア、メキシコ、ナミビア、ポルトガル、米国

主要な活動内容・成果物

- ◆ SDGs実現に向けた政府・民間・市民社会等による取組促進、海洋に関する他のアクターやイニシアティブとの連携、有用な好事例・科学的知見の共有のための提言・報告書の作成など。
- ◆ 2020年12月には、専門家グループの知見や各国からのインプットを得つつ作成した首脳文書を発表し、パネルとしてのコミットメントや提言を提示。
- ◆ 2021年11月2日に国連気候変動枠組み条約第26回締約国会合(COP26)のマージンで第3回首脳会合を開催。日本の岸田総理大臣のメッセージが代読されたほか、首脳声明が発出された。

1. 生物多様性条約を取り巻く国際環境の変化
2. 生物多様性条約の実施状況
3. 最近の生物多様性に関する国際的な動き
4. **ポスト2020生物多様性枠組に向けた検討**

ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトの構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール (A~D) 及び2030年マイルストーン

**A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、
遺伝的多様性を90%維持**

- i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加
- ii 絶滅リスクを10%減少
- iii 遺伝的多様性を90%維持

**B 保全と持続可能な利用により、自然が
もたらすもの(NCP)を評価・維持・強化**

- i 意志決定において自然及びNCP*が十分考慮されること
- ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること

**C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正
かつ衡平に配分**

- i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加
- ii 利益配分での非金銭的利益の増加

**D 2050ビジョン達成のための財政手段及
びその他の手段に係るギャップの縮小**

- i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める
- ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする
- iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する

2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット (取るべき行動)

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
2. 劣化した生態系の20%を再生・復元
3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減
7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶
8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保
10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上
11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進
12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
13. ABSを促進・確保するための措置の実施

c ツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合
15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施
18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする
19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす
20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定の指針となることを確保
21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム／実現条件／責任と透明性／アウトリーチ、啓発、広報

*NCP: Nature's Contribution to People: 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提唱。